

令和2年（2020年）3月16日

保護者の皆様へ

札幌市立栄南中学校
校長 三浦 英悟

新型コロナウイルス感染症に係る一斉臨時休業に伴う学校給食費の返還について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症に係る一斉臨時休業に伴い、学校給食の提供を停止したことから、下記のとおり学校給食費の返還を行いますのでお知らせいたします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 返還額・返還時期

臨時休業中に給食を提供しなかった分の学校給食費を返還いたします。

このため、3月16日以降の分散登校日に提供した給食に係る学校給食費は保護者様の負担とさせていただきますが、分散登校日に給食を食べなかった場合については、その日の学校給食費は返還させていただきます。

分散登校日に登校しない、又は登校しても給食を食べない場合は、可能な限り事前に当校までご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、返還額及び返還時期の詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

2 返還方法

(1) 来年度も本校に在籍される場合

原則として、来年度徴収する学校給食費の金額を減額することにより対応させていただきます。

(2) 転出される場合

原則として、学校給食費の引落口座へ返還いたします。本校にお知らせいただいている引落口座を解約されている場合や、口座番号・口座名義等が変更されている場合には、お振込ができませんので、該当する方はお手数ですが3月25日（水）までに本校へご連絡をお願いいたします。

現金でお支払いいただいている場合等、引落口座の登録がない方への返還方法については、個別にご相談させていただきます。

また、返還に関わって学校から連絡させていただくことがありますので、お電話番号等の連絡先に変更があった際は本校まで必ずお知らせください。

(3) 未納がある場合

原則として、学校給食費に未納がある場合には返還は行わず、未納額と相殺させていただきます、相殺後に残額がある場合には、その残額についてのみ返還を行います。

(4) 生活保護、就学援助、特別支援教育就学奨励費を受けている場合

生活保護、就学援助を受けている場合は基本的に保護者様への返還はなく、特別支援教育就学奨励費を受けている場合には返還額は通常の半額となる見込みですが、返還の取扱いについて調整中のため、追ってお知らせいたします。

3 返還方法に関するお問合せ

上記返還方法についてご不明点等がございましたら、3月25日（水）までに本校までご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

【担当】栄南中学校（教頭）瀧澤 佳実
TEL：781-1260